

内閣府

《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

| | | |
|-------------|---|---|
| 基本計画の名称 | 内閣府本府政策評価基本計画（平成 20 年 2 月 18 日決定） 平成 20 年 12 月 25 日一部改正 平成 21 年 4 月 22 日一部改正 平成 21 年 7 月 23 日一部改正 平成 22 年 3 月 8 日一部改正 平成 22 年 6 月 14 日一部改正 平成 23 年 3 月 31 日一部改正 | |
| 基本計画の主な規定内容 | 1 計画期間 | ○ 平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間 |
| | 2 事前評価の対象等 | ○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第 9 条第 1 号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。 |
| | 3 事後評価の対象等 | ○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 21 政策 77 施策（平成 23 年 3 月 31 日一部改正） 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 |
| | 4 政策評価の結果の政策への反映 | ○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。 |
| | 5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備 | ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。 |
| 実施計画の名称 | 平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 22 年 6 月 14 日決定） 平成 23 年 3 月 31 日一部改正 | |
| 実施計画の主な規定内容 | 1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式 | ○ 実績評価：21 政策（成果重視事業 1 施策を含む） |
| | 2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの） | 該当する政策なし |
| | 3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの） | 該当する政策なし |

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

| 政策評価の対象としようとした政策の区分 | | 評価実施件数 | 政策評価の結果の内訳別件数 | | 政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数 | | |
|------------------------|-------------------------------------|---|----------------------------------|---|---|------------|----|
| 事前評価 | 事業評価方式：1件 (規制) [表1-3-ア] | | 評価の結果、規制の新設が妥当とされたもの | 1 | 評価の結果を踏まえ、規制の新設を行うこととした | 1 | |
| | 事業評価方式：15件 (租税特別措置等) [表1-3-イ] | | 評価の結果、租税特別措置等の新設、拡充又は延長が妥当とされたもの | 15 | 評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした | 15 | |
| 事後評価 | 実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号) | 実績評価方式：21件 [82施策] (成果重視事業1施策含む) [表1-3-ウ] [実績評価方式：21件] [表1-3-エ] | S (目標以上の成果を達成できた) | 13 | 1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】 | 15 | |
| | | | A (達成できた) | 53 | | 概算要求に反映 | 15 |
| | | | | | | 機構・定員要求に反映 | 4 |
| | | | | | | 機構要求に反映 | 2 |
| | | | | 定員要求に反映 | 3 | | |
| | | B (一定の成果を挙げたが、達成できなかった) | 11 | 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】 | 6 | | |
| | | | | | 概算要求に反映 | 6 | |
| | | | | | 機構・定員要求に反映 | 3 | |
| | | | | | 機構要求に反映 | 2 | |
| | | | | 定員要求に反映 | 1 | | |
| C (達成できなかった) | 2 | 政策の重点化等 | 5 | | | | |
| 未集計等 | 3 | 政策の一部の廃止、休止又は中止 | 5 | | | | |
| 未着手 (法第7条第2項第2号イ) | 該当する政策なし | — | — | — | — | | |
| 未了 (法第7条第2項第2号ロ) | 該当する政策なし | — | — | — | — | | |
| その他の政策 (法第7条第2項第3号) | 該当する政策なし | — | — | — | — | | |

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は施策の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 1 政策について評価を実施し、その結果を平成 23 年 3 月 10 日に「公共施設等運営権制度の創設等に係る規制の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

| No. | 評価対象政策 |
|-----|----------------|
| 1 | 公共施設等運営権制度の創設等 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 1-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 15 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 30 日及び 10 月 15 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

| No. | 評価対象政策 |
|-----|--|
| 1 | 特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置 |
| 2 | 公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の創設 (所得税) |
| 3 | 公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置の拡充 (個人住民税) |
| 4 | コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設 (事業権 (仮称) の事業期間以内での償却可能化) |
| 5 | P F I 法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充 |
| 6 | 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置 |
| 7 | 地震防災対策用資産の取得に関する特例措置 (所得税・法人税) |
| 8 | 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置 |
| 9 | 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充 |
| 10 | 「国際戦略総合特区」(仮称) における特例措置 |
| 11 | 「地域活性化総合特区」(仮称) における特例措置 |
| 12 | 環境未来都市整備地域における税制上の特例措置 |
| 13 | 女性の再就職促進のための税制上の優遇措置 |
| 14 | 沖縄における雇用促進のための税制上の特例措置 (新設) |
| 15 | 女性の再就職促進のための税制上の優遇措置 |

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 1-4-(2) 参照。

2 No. 14 及び 15 は改要望に係る評価書である。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 21 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 11 月 11 日に「平成 21 年度政策評価書 (事後評価)」として公表。

表 1-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

| No. | 評価対象政策 | 評価結果の反映状況 |
|-----|-------------------------|-----------|
| 1 | 市民活動の促進 | 引き続き推進 |
| 2 | 公文書等の保存及び利用の取組 | 改善・見直し |
| 3 | 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進 | 引き続き推進 |
| 4 | 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進 | 引き続き推進 |
| 5 | 経済財政政策の推進 | 改善・見直し |
| 6 | 地域活性化の推進 | 改善・見直し |
| 7 | 科学技術政策の推進 | 引き続き推進 |
| 8 | 防災政策の推進 | 引き続き推進 |
| 9 | 沖縄政策の推進 | 改善・見直し |
| 10 | 共生社会実現のための施策の推進 | 改善・見直し |
| 11 | 栄典事務の適切な遂行 | 引き続き推進 |
| 12 | 男女共同参画社会の形成の促進 | 引き続き推進 |
| 13 | 食品の安全性の確保 | 引き続き推進 |
| 14 | 原子力利用の安全確保 | 引き続き推進 |
| 15 | 公益法人制度改革等の推進 | 引き続き推進 |
| 16 | 経済社会総合研究の推進 | 引き続き推進 |
| 17 | 迎賓施設の適切な運営 | 引き続き推進 |
| 18 | 北方領土問題の解決の促進 | 引き続き推進 |
| 19 | 国際平和協力業務等の推進 | 引き続き推進 |
| 20 | 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡 | 改善・見直し |
| 21 | 官民人材交流センターの適切な運営 | 引き続き推進 |

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表1-4-(3)参照。
2 No.16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業1施策を含む。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の21政策を対象として評価を実施中（平成23年8月公表予定）。

表1-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

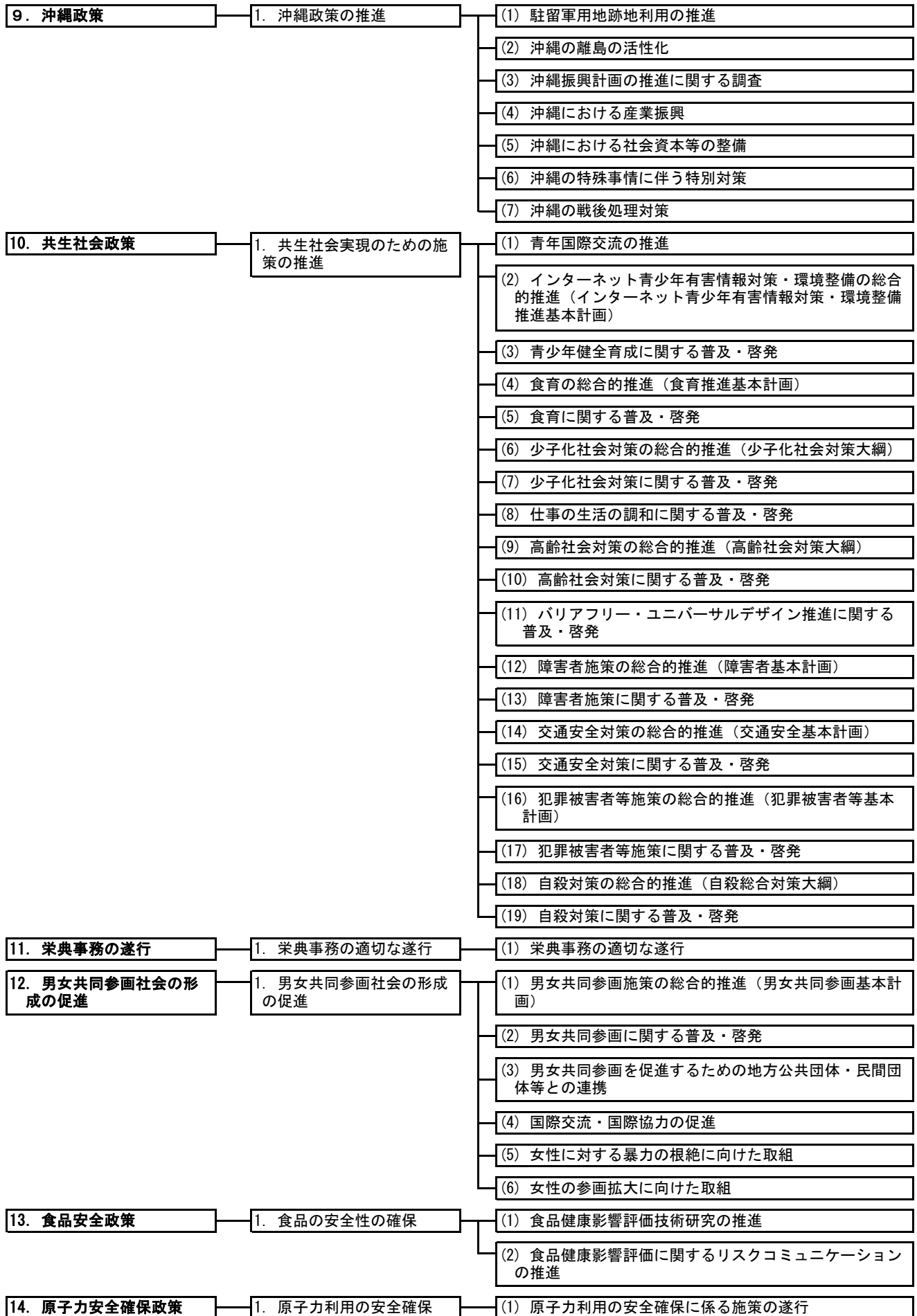
| No. | 評価対象政策 |
|-----|-------------------------|
| 1 | 市民活動の促進 |
| 2 | 公文書等の保存及び利用の取組 |
| 3 | 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進 |
| 4 | 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進 |
| 5 | 経済財政政策の推進 |
| 6 | 地域活性化の推進 |
| 7 | 科学技術政策の推進 |
| 8 | 防災政策の推進 |
| 9 | 沖縄政策の推進 |
| 10 | 共生社会実現のための施策の推進 |
| 11 | 栄典事務の適切な遂行 |
| 12 | 男女共同参画社会の形成の促進 |
| 13 | 食品の安全性の確保 |
| 14 | 原子力利用の安全確保 |
| 15 | 公益法人制度改革等の推進 |
| 16 | 経済社会総合研究の推進 |
| 17 | 迎賓施設の適切な運営 |
| 18 | 北方領土問題の解決の促進 |
| 19 | 国際平和協力業務等の推進 |
| 20 | 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡 |
| 21 | 官民人材交流センターの適切な運営 |

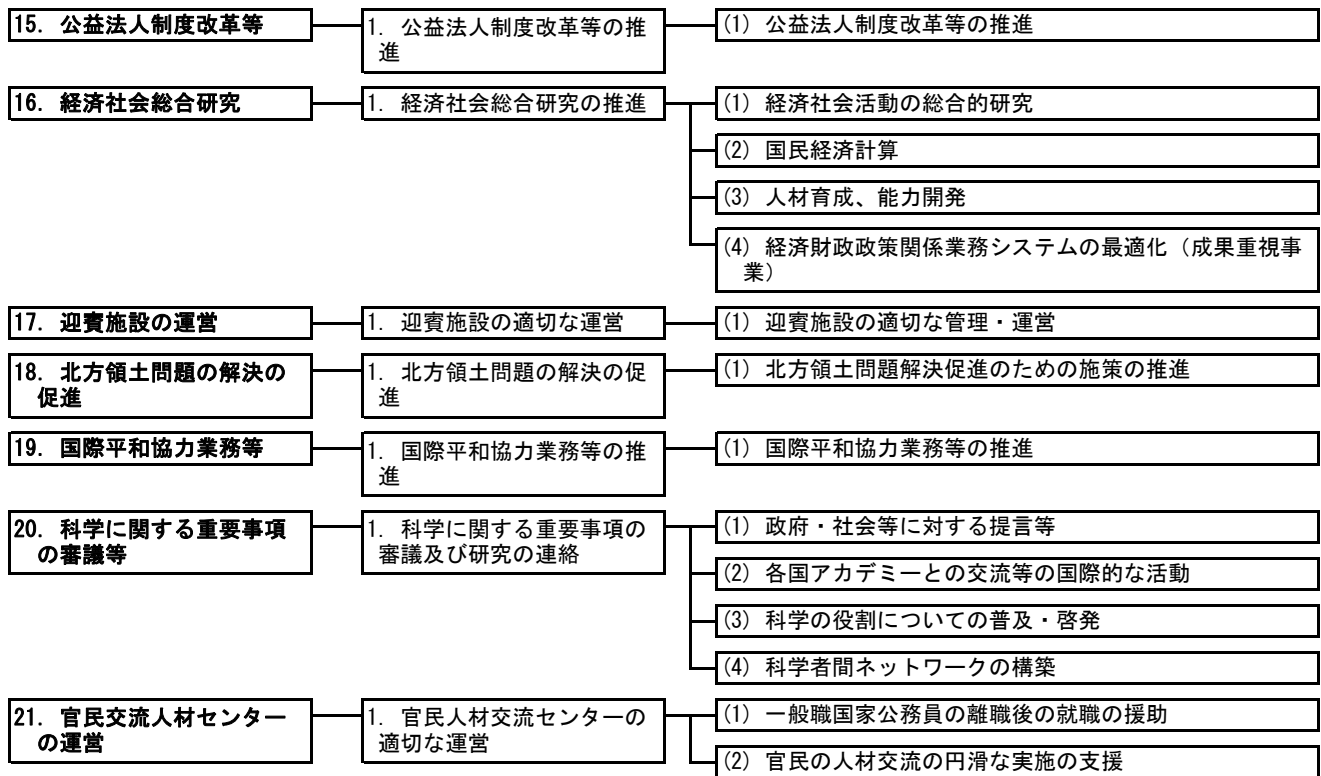
(注) No.16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業1施策を含む。

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

| 政策分野 | 政策 | 施策 |
|---------------|----------------------------|---|
| 1. 市民活動促進 | 1. 市民活動の促進 | (1) 市民活動の促進 |
| 2. 公文書館関連政策 | 1. 公文書等の保存及び利用の取組 | (1) 公文書館制度の推進 |
| 3. 政府広報・広聴 | 1. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進 | (1) 重要施策に関する広報 (2) 世論の調査 |
| 4. 遺棄化学兵器廃棄処理 | 1. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進 | (1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の発掘・回収 |
| 5. 経済財政政策 | 1. 経済財政政策の推進 | (1) 企業再生支援機構の監督体制等の整備 (2) 政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (3) 対日直接投資の増進 (4) 緊急雇用対策の実施 (5) 道州制特区の推進 (6) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） (7) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (8) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） (9) 国内の経済動向の分析 (10) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (11) 海外の経済動向の分析 |
| 6. 地域活性化政策 | 1. 地域活性化の推進 | (1) 中心市街地活性化基本計画の認定 (2) 地方の元気再生事業の実施 (3) 地域活性化・公共投資臨時交付金の配分計画の策定 (4) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の配分計画の策定 (5) 地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の配分計画の策定 (6) 構造改革特区計画の認定 (7) 地域再生計画の認定 (8) 特定地域再生事業会社の指定 (9) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 (10) 地域再生支援利子補給金の支給 |
| 7. 科学技術政策 | 1. 科学技術政策の推進 | (1) 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱） |
| 8. 防災政策 | 1. 防災政策の推進 | (1) 防災に関する普及・啓発 (2) 国際防災協力の推進 (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） (5) 地震対策等の推進 |





(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h22/taiou_h22.pdf)参照

